

雲仙岳登山道防災マップの見直しについて

1. 雲仙岳登山道防災マップの見直しについて

平成29年度に作成された雲仙岳登山道防災マップ（以下、マップという）であるが、現在まで記載内容の見直しがなされていなかった。

今回、噴火警戒レベルのキーワードが変更となったことを受け、マップの中の噴火警戒レベルの表記を修正する必要があるため、マップの見直しについて、専門部会の中で協議した。

雲仙岳登山道防災マップの見直し事項

- (1) 噴火警戒レベルのキーワードの修正
- (2) 噴火警戒レベル2及び3に対応した同心円の位置の修正
- (3) 噴火警戒レベル2及び3が発表された場合の登山道及び道路等の立入規制区域の明示
- (4) その他、軽微な文言の修正

2. 雲仙岳登山道防災マップの見直し事項

(1) 噴火警戒レベルのキーワードの修正

- ・令和3年12月16日より噴火警戒レベル4のキーワードが「避難準備」から「高齢等避難」へ変更となったため、マップの表記も修正する。

(2) 噴火警戒レベル2及び3に対応した同心円の位置の修正

- ・マップ作成以降に噴火シナリオを見直しており、マップに記載されている噴火警戒レベル2及び3に対応した同心円の位置が実情と異なっている。
そのため、噴火シナリオとの整合をとるため、マップに記載の噴火警戒レベル2及び3に対応した同心円を正しい位置へ修正する。

(3) 噴火警戒レベル 2 及び 3 が発表された場合の登山道及び道路等の立入規制区域の明示

- ・ 噴火警戒レベル 2 が発表された場合には、登山者や観光客などが火口周辺などの危険な区域に立ち入らないように、想定火口域の縁から概ね500m以内の範囲を立入規制とし、また噴火警戒レベル 3 が発表された場合は、想定火口域の縁から概ね 1 kmの範囲を立入規制とする。
- ・ 協議会発足以降、噴火警戒レベル 2 及び 3 が発表された場合の具体的な立入規制区域について協議されていなかったため、今回噴火警戒レベルに応じた立入規制区域を協議し、登山者が一目で立入規制区域がわかるようにマップに明示する。

(4) その他、軽微な文言の修正

- ・ マップに記載の関係機関の組織名など時点修正を行う。

噴火警戒レベル2及び3が発表された場合の立入規制区域レイアウト案

凡例

噴火警戒レベル2の立入規制区域（登山道）



噴火警戒レベル3の立入規制区域（登山道）



噴火警戒レベル3の立入規制区域（道路）



想定火口域



噴火警戒レベル2（想定火口域の縁から概ね500m）



噴火警戒レベル3（想定火口域の縁から概ね1km）

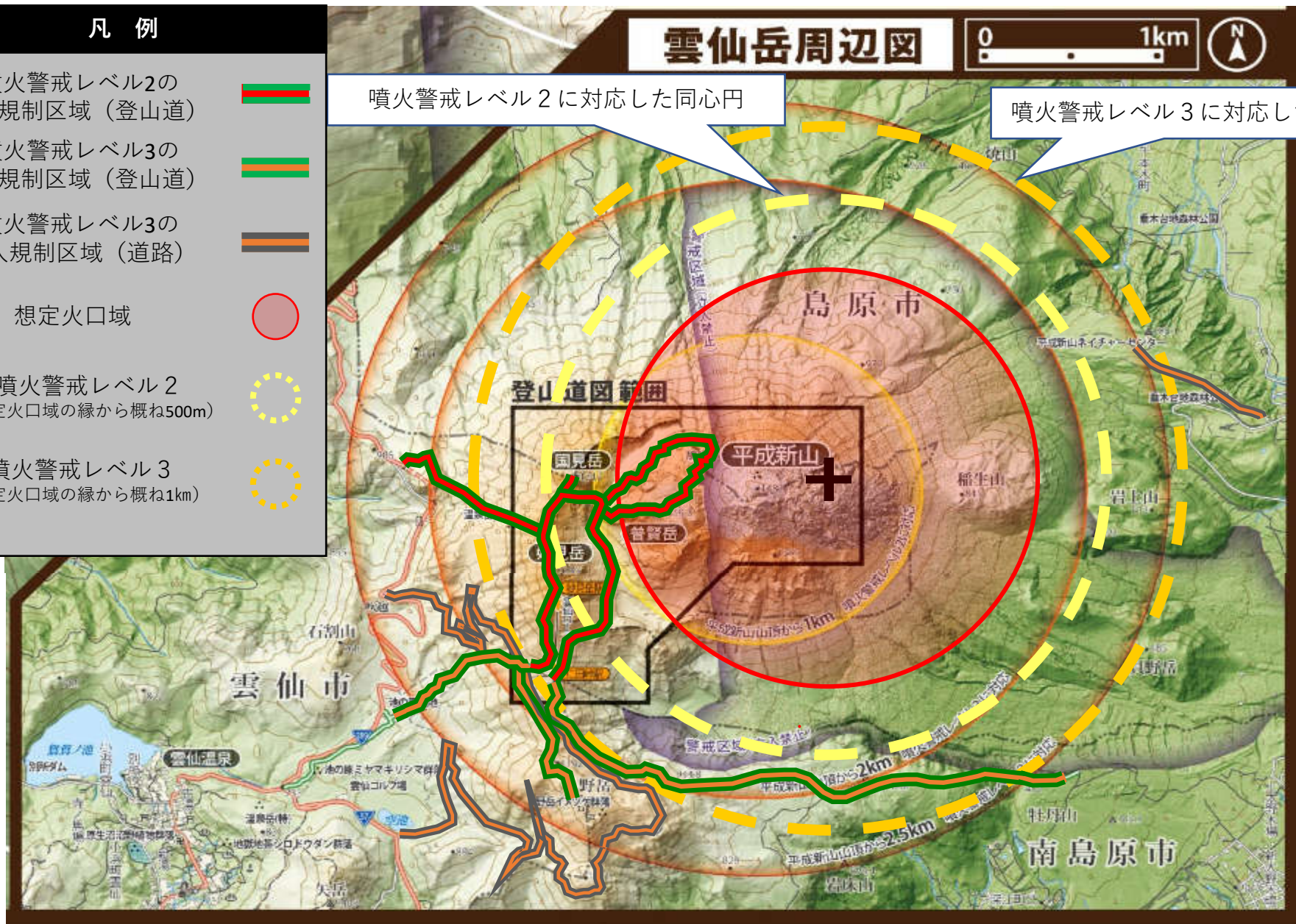


雲仙岳周辺図



噴火警戒レベル2に対応した同心円

噴火警戒レベル3に対応した同心円

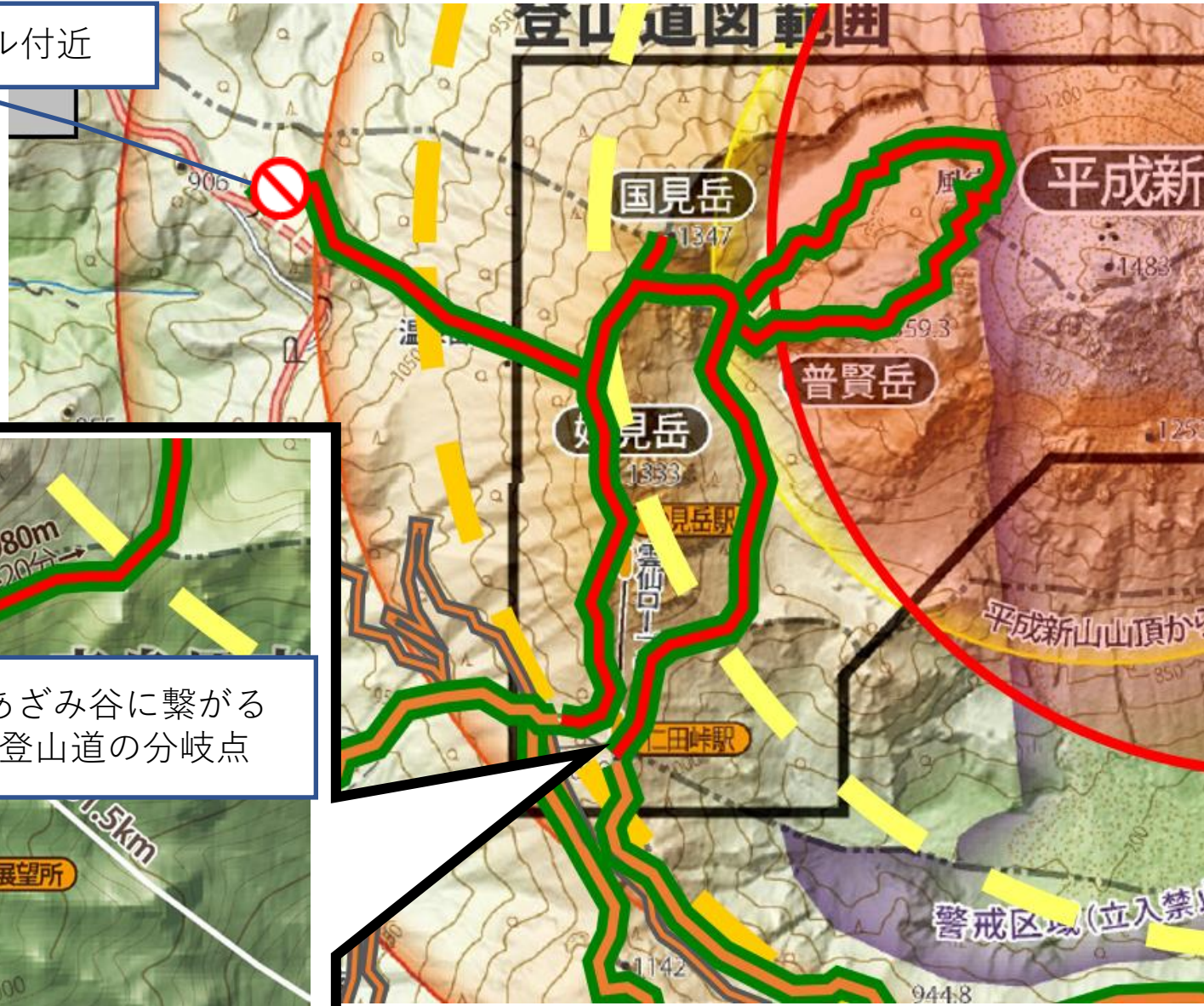


噴火警戒レベル2が発表された場合の立入規制箇所

吹越トンネル付近

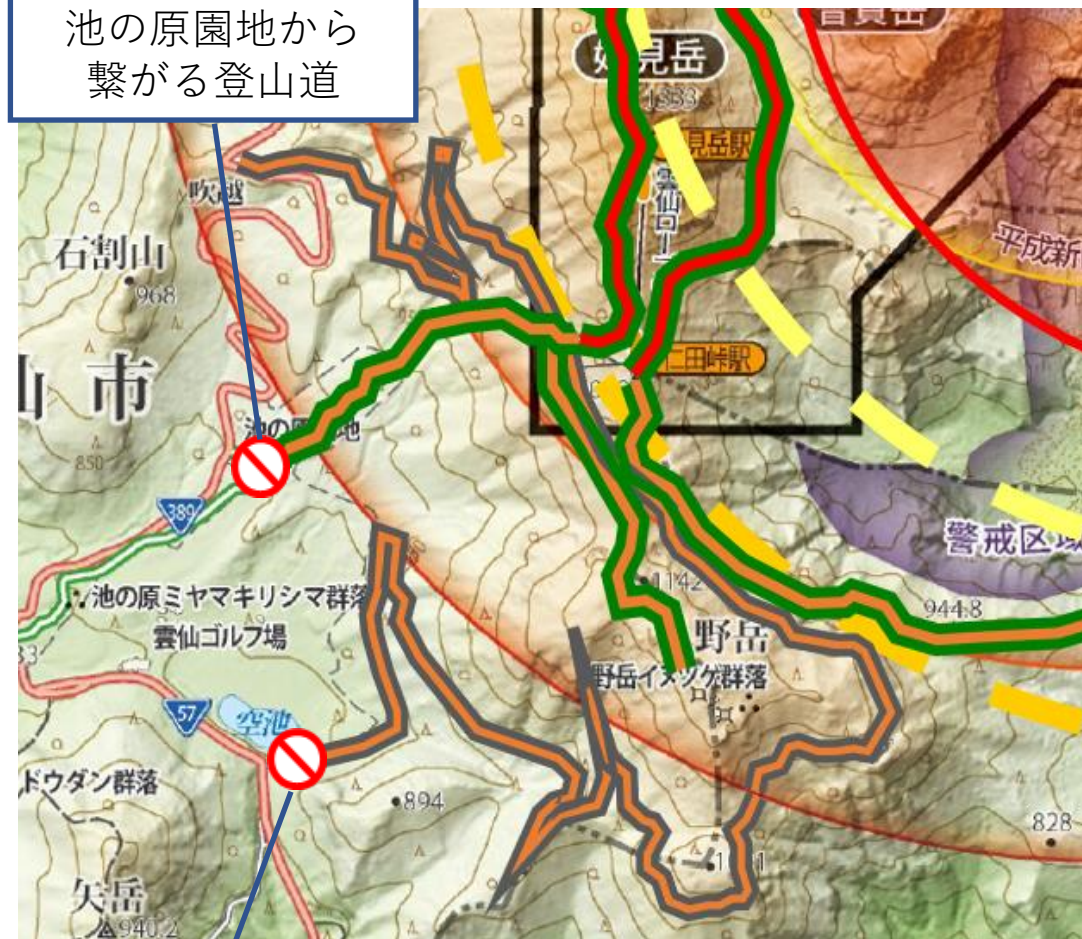
妙見岳に繋がる
登山道の分岐点

あざみ谷に繋がる
登山道の分岐点



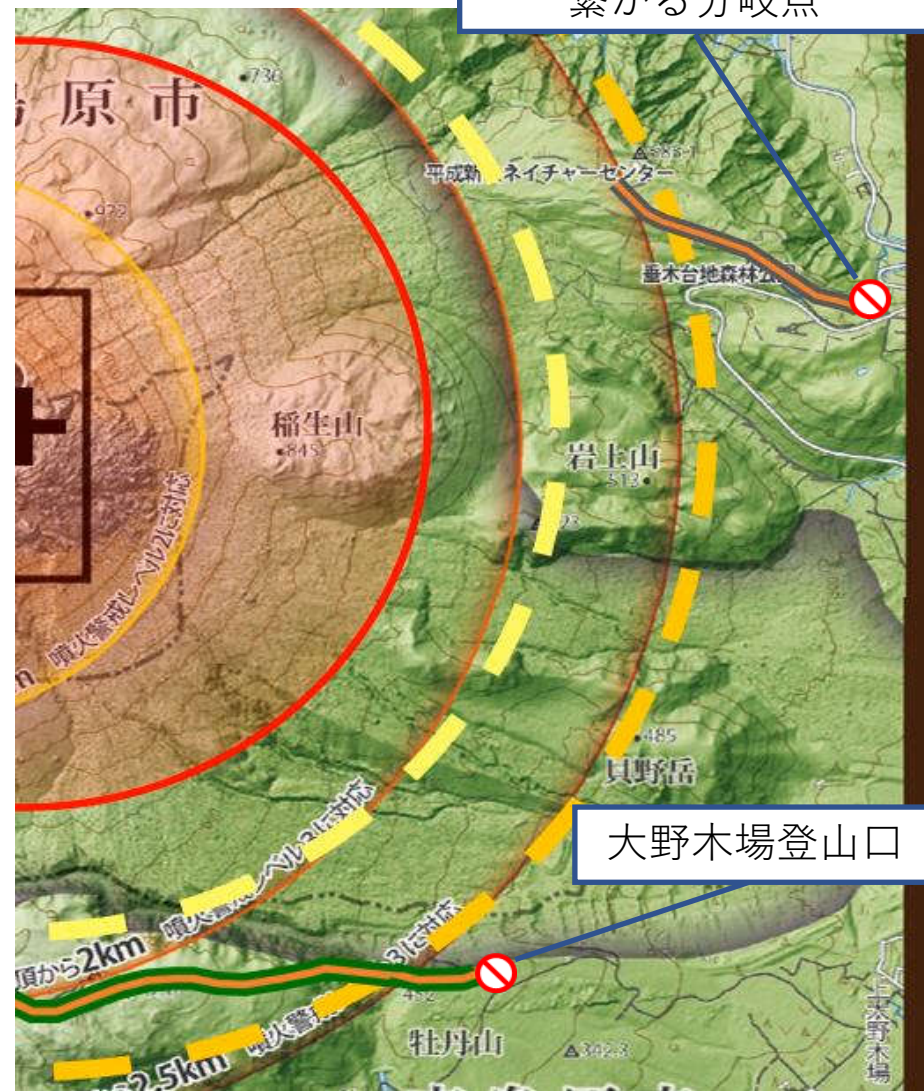
噴火警戒レベル3が発表された場合の立入規制箇所

池の原園地から繋がる登山道



仁田峠循環線道路の入り口

ネイチャーセンターへ繋がる分岐点



大野木場登山口

3. 今後の進め方

- ・ 本協議会で、雲仙岳登山道防災マップの見直し事項や立入規制区域案について諮る
- ・ 専門業者にマップ作成を委託
- ・ マップ作成案を、協議会の関係機関へ提示し意見照会を行う
- ・ 協議会の承認後に印刷
- ・ 登山者の利用が見込まれる主な施設（ロープウェイ駅、インフォメーションセンター等）でマップを配布
(令和4年度上半期見込み)